

みやぎ広域スポーツセンター市町村・総合型クラブ支援業務
アスリート派遣事業実施要綱

(目的)

第1 総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という）創設に向け準備を進めている未設置市町村（準備委員会が設置された市町村）を優先的に、地域住民への総合型クラブ創設の周知及び会員の確保等を目的とし、アスリートを派遣したプレ事業を開催する。

また、既設の総合型クラブに対し、ジュニア年代の競技者育成コースの事業拡大、その地域に根付いている種目の競技力向上を図るための事業拡大、地域の特性をいかしたクラブ事業展開を目的とし、アスリート等を派遣する。また、本事業をとおり、地域への更なる周知及び新たな会員の確保を目指す。

(アスリート派遣事業対象及び要件)

第2 派遣事業対象は、次に掲げるものとする。また、みやぎ広域スポーツセンターと連携を図り、上記の目的に沿うものとする。ただし、準備委員会等を設置している総合型クラブ未設置市町村を優先する。

- (1) 市町村及び市町村体協
- (2) 既設の総合型クラブ

(アスリートの定義)

第3 アスリートとは以下を原則とする。

- (1) 現・元プロスポーツ選手・監督・コーチ
- (2) 現・元日本代表選手・監督・コーチ
- (3) プロスポーツチーム関係者
- (4) その他協議の上、アスリートと認められる者

(アスリート派遣事業内容)

第4 アスリート派遣事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 総合型クラブ設立のためのプレ事業
- (2) 総合型クラブのジュニア会員を対象とした競技力向上のための事業
- (3) 地域の特性をいかした総合型クラブ活動の拡大・充実を目的とした事業
- (4) プロスポーツ団体を活用した事業等

(アスリートの派遣決定及び費用並びに報告)

第5 アスリート派遣決定及び費用並びに報告は、次のとおりとする。

- (1) 派遣申請の内容を審査し、派遣決定の通知をする。
- (2) アスリート派遣に係る旅費及び謝金以外は、派遣先団体が準備する。
- (3) 上記の謝金は、20万円を上限とし、20万円を超過した場合、超過分は申請団体が負担する。
- (4) 旅費は(公財)宮城県スポーツ協会旅費規程に準拠する。
- (5) 派遣先団体は、アスリート派遣事業に係る実施報告書を提出する。

(その他)

第6 この要綱に定めのあるもののほか、総合型地域スポーツクラブ設立・育成業務アシ
リート派遣事業の実施に関して必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年5月27日から施行する。